

(仮称) 議会改革特別委員会の設置

1 検討趣旨

議会基本条例の制定に向けて、(仮称) 議会改革特別委員会を設置するに当たり、議題の整理等を行う場として、同委員会の中に運営協議会や分科会を設置する。

2 検討結果

- ・ 「運営協議会方式」を採用し、同協議会において議題や議事を整理したうえで特別委員会の中で話し合うこととする。
- ・ 「分科会方式」については、特別委員会における議論が始まってから、必要があれば検討する。
- ・ 特別委員会の委員数は、全議員の半数となる 16 人を上限とする。
- ・ 一人会派の委員割振りは、1 人ないし 2 人とする。なお、委員外の議員は、「委員外議員の発言」(会議規則第 66 条)の制度を運用し、必要に応じてオブザーバーとして参加してもらうことも考えられる。

【主な意見】

- ・ 毎回の委員会資料や条例案文の作成は、できる限り議員自らがやらなければ意味がなく、事務局の負担を減らすことも考えなくてはいけない。
- ・ 事務局の法務機能の充実も重要である。
- ・ 特別委員会の構成は、予算・決算特別委員会と同様に、会派人数の按分による比例代表制で決めることが、正しい民意を反映することになるのではないか。
- ・ 一人会派から提案のあった会議ごとに委員が交代する、いわゆる委員の差替えについては、現在の墨田区議会の規定上、困難である。